

山形県建築工事監理業務委託の入札における総合評価落札方式試行要綱

(目的)

第1条 この要綱は、山形県建築工事監理業務委託の入札における総合評価落札方式の試行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 総合評価落札方式の試行の対象業務は、設計金額(消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。)が3千万円以上、かつ、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第3条第1項に規定する総務大臣の定める額(以下「WTO対象額」という。)未満の業務とし、知事若しくは山形県事務代決及び専決事務に関する規定(昭和28年12月県訓令第49号)第4条の規定による委託料の支出負担行為に関する専決者(以下「契約担当者」という。)が必要と認めた業務とする。

(入札の方法)

第3条 入札は、条件付一般競争入札により、山形県電子入札システム(以下「電子入札システム」という。)を使用して行う。ただし、事前に契約担当者の承諾を受けた者は、電子入札システムに代え、書面により入札することができる。

- 2 書面での入札を承諾する基準については、「山形県電子入札に係る書面入札承諾基準」で定める。
- 3 次に該当する業務については、第1項の規定にかかわらず指名競争入札とすることができる。
 - イ 災害の応急工事等、早期に発注する必要がある工事の工事監理
 - ロ 製作者、施工者が限定されている工事の工事監理
 - ハ その他条件付一般競争入札とすることが著しく不利益と認められる工事監理

(入札参加資格の決定)

第4条 当該業務を所管する課長等(以下「所管課長」という。)は、入札参加資格を定めようとする場合は、当該業務を所掌する指名業者選定審査会(以下「審査会」という。)に付議するものとする。

(入札の公告)

第5条 契約担当者は、条件付一般競争入札を実施しようとするときは、山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第115条の規定により、県庁の掲示場に所要事項を掲示することにより公告を行うこととし、当該公告の内容を山形県電子閲覧システム(以下「電子閲覧システム」という。)を利用して閲覧に供する。

- 2 前項の公告は、別紙1(一般競争入札公告例:総合評価落札方式工事監理業務委託)に準じて作成する。
- 3 公告期間は、公告の日から開札日までとする。

(入札説明書の交付)

第6条 契約担当者は、前条の規定による公告と同時に入札説明書を電子閲覧システムを

利用して閲覧に供する。ただし、一時的に電子閲覧システムを利用できない者から交付の申出がなされた場合には、当該申出者に対し電磁的記録媒体に記録して貸し出す。

2 前項の入札説明書の内容は、次に掲げる事項をすべて含むものとし、別紙2（一般競争入札説明書例：総合評価落札方式工事監理業務委託）に準じて作成する。

- (1) 前条の規定による公告の写し
- (2) 技術的能力等に関する資料（以下「技術資料」という。）の作成様式及び作成上の留意事項
- (3) 技術資料の提出方法、提出先及び提出期限
- (4) 技術資料のヒアリングを実施すること

（入札参加資格の申請）

第7条 条件付一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加希望者」という。）は、入札参加資格確認申請書（電子入札システムによる申請書又は様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付した上で、公告に定めるところにより当該申請書を提出するものとする。

- (1) 参加資格を有することを証明する書類（様式第2号等）
- (2) 技術資料
- (3) その他必要と認める書類

（入札参加資格の確認及び通知）

第8条 所管課長は、入札参加希望者から提出された申請書に基づき入札参加資格を確認する。

- 2 所管課長は、入札参加希望者の入札参加資格に疑義が生じた場合は、審査会に諮り、審査会の審議により入札参加資格の有無を決定する。
- 3 契約担当者は、入札参加資格の確認結果を一般競争入札参加資格確認結果通知書（電子入札システムによる通知又は様式第3号）により入札参加希望者へ通知するものとする。なお、入札参加資格がないと認めた者に対しては、通知にあたり、その理由を付記するものとする。
- 4 前項の規定による入札参加希望者への通知は、申請書の提出期限の翌日から起算して6日以内（山形県の休日を含める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）に行う。
- 5 第1項の規定により入札参加資格がないと認められた者は、確認結果通知日の翌日から起算して3日以内（県の休日を除く。）にその理由についての説明を求められることができる。
- 6 契約担当者は、前項の規定により説明を求めた者に対して、説明要求を受理した日の翌日から起算して3日以内（県の休日を除く。）、かつ、入札書受付締切日の前日までに電子入札システム又は書面により回答する。

（設計図書の閲覧及び貸出し）

第9条 所管課長は、希望者に対して、入札の公告の日から開札日の前日までの期間（以下「閲覧期間」という。）、当該業務に係る仕様書、図面及び設計書（以下「設計図書」という。）を電子閲覧システムを利用して又は書面により閲覧させるものとする。

なお、書面により設計図書を閲覧させる場合の閲覧期間については、県の休日を除くものとする。

- 2 所管課長は、希望者に対して、必要に応じ閲覧期間内（県の休日を除く。）に、設計図書の貸出しを行うものとする。

（設計図書及び入札説明書に対する質問）

第 10 条 入札参加希望者は、入札の公告の日以降、電子入札システムにより設計図書又は入札説明書に関する質問の提出を行うことができる。

なお、書面入札の承諾を得た者は、持参又は書留郵便により任意の書面を用いて質問の提出を行うことができる。

- 2 所管課長は、前項の質問がなされた場合には、速やかに電子入札システムによる回答及び回答書（様式第 4 号）を作成し、閲覧に供するものとする。

（書面による入札）

第 11 条 書面入札の承諾を得た者は、開札日の前日（当該日が県の休日の場合は直前の平日とする。以下同じ。）の指定時刻までに入札書を持参又は書留郵便により提出するものとする。

この場合において、開札日の前日の指定時刻までに到達しない入札書は無効とする。

- 2 所管課長は、前項の規定により提出された入札書を、開札までの間、厳重に保管し、開札の時に入札を執行する者が開封する。

（入札結果の通知）

第 12 条 入札を執行する者は、落札者を決定したときは、落札決定した旨を直ちに入札者全員に対して通知するものとする。

この場合において、所管課長は、書面による入札を行った者（開札に立ち会った者を除く。）に対しては、書面により落札者の氏名又は名称及び住所並びに落札金額を通知するものとする。

（入札の無効）

第 13 条 入札の公告により示した入札参加資格を有しない者の行った入札は無効とする。

- 2 落札決定が保留された場合において、当該落札決定までに前項の資格を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

（価格の評価における失格基準価格）

第 14 条 価格の評価における失格基準価格とは、予定価格算出の基礎となった各経費の額に、次の率を乗じて得た額の合計額とする。

- イ 直接人件費と特別経費の合計額の 90 パーセント
- ロ 技術経費の 60 パーセント
- ハ 諸経費相当額の 60 パーセント

(技術点の評価項目例と配点例)

第 15 条 評価項目例及び配点例は、以下のとおりとする。

評価の視点	評価項目				評価点	
企業評価	企業の技術力	(1) 企業の業務実績			4	
	企業の信頼性・社会性	(2) 企業の地域貢献度 (災害対応)			2	
		(3) 企業の地域貢献度 (技術者育成支援)			2	
	企業の情報収集力	(4) 企業の地域精通度			6	
	小計				14	
技術者評価	資格要件	(5) 技術者資格	担当主任 技術者	建築 (意匠)	0.5	2
				建築 (構造)	0.5	
				電気設備	0.5	
				機械設備	0.5	
	専門技術力	(6) 技術者の業務経験	管理技術者		2	6
			担当主任 技術者	建築 (意匠)	1	
				建築 (構造)	1	
				電気設備	1	
	機械設備	1				
	専任性	(7) 管理技術者の専任性			3	
情報収集力	(8) 管理技術者の地域精通度			6		
技術研鑽	(9) 技術者の継続教育 (CPD)	管理技術者		1	3	
		担当主任 技術者	建築 (意匠)	0.5		
			建築 (構造)	0.5		
			電気設備	0.5		
機械設備	0.5					
小計				20		
実施方針 評価	業務理解度	(10) 目的、条件及び内容の理解度			8	
	実施手順	(11) 実施手順及び取組体制			8	
	小計				16	
合計				50		

(評価項目毎の評価基準例)

第 16 条 企業評価の企業の技術力 ((1) 企業の業務実績) は、過去 15 年間における同種又は類似業務の実績の有無を次の表により評価する。

同種・類似業務の実績の有無	評価点
同種業務の実績あり	4
類似業務の実績あり	2
同種業務又は類似業務の実績なし	0

2 企業評価の企業の信頼性・社会性 ((2) 企業の地域貢献度 (災害対応)) は、過去 2 年度における地域貢献活動の有無を次の表により評価する。

地域貢献活動の有無		評価点
県土整備部業務 災害協定	業務実施箇所が含まれる地域（東南村山、西村山、北村山、最上、東南置賜、西置賜、庄内のいずれか。以下同じ。）での災害協定に基づく活動実績あり	2
	業務実施箇所が含まれる地域以外の地域での災害協定に基づく活動実績あり	1.5
	災害協定の締結あり（活動実績なし）	1
	災害協定の締結なし	0
県土整備部業務 災害協定以外の 県との災害協定 等又は市町村と の災害協定等	業務実施箇所が含まれる地域での災害協定等に基づく活動実績あり	1.5
	業務実施箇所が含まれる地域以外の地域での災害協定等に基づく活動実績あり	1
	業務実施箇所が含まれる地域での災害協定等の締結あり（活動実績なし）	1
	業務実施箇所が含まれる地域以外の地域での災害協定等の締結あり（活動実績なし）	0.5
	災害協定等の締結なし	0

- 3 企業評価の企業の信頼性・社会性（(3)企業の地域貢献度（技術者育成支援））は、過去2年度における県内技術者育成支援の貢献活動（県内の高校生に対するインターンシップ（一般事務に関するものを除く。）の実施）の有無を次の表により評価する。

技術者育成支援貢献活動の有無	評価点
県内の高校生に対するインターンシップ（一般事務に関するものを除く。）の実績あり	2
実績なし	0

- 4 企業評価の企業の情報収集力（(4)企業の地域精通度）は、過去2年間における業務実績の有無を次の表により評価する。

業務実績の有無	評価点
業務実施箇所が含まれる地域での業務実績あり	6
業務実施箇所が含まれる地域以外の地域での業務実績あり	3
県内での業務実績なし	0

※業務とは内容を問わず全ての業務とする。

※山形県が発注した業務に限る。

- 5 技術者評価の資格要件（(5)技術者資格）は、配置予定の担当主任技術者の資格について次の表により評価する。

分担業務分野	評価する資格	評価点
建築（意匠）	一級建築士	0.5
	二級建築士	0.2

建築（構造）	一級建築士	0.5
	二級建築士	0.2
電気設備	建築設備士、技術士、一級建築士	0.5
	一級電気工事施工管理技士	0.2
	二級電気工事施工管理技士	0.1
機械設備	建築設備士、技術士、一級建築士	0.5
	一級管工事施工管理技士	0.2
	二級管工事施工管理技士	0.1

※担当主任技術者は、再委託を予定している協力者の技術者は評価しない。

※複数の資格を有する場合、最高の評価点となるもののみを評価し、評価点は重複して加算しない。

※同一の担当主任技術者が複数の分担業務分野を担当する場合、最高の評価点となる1分野のみを評価し、評価点は重複して加算しない。

※「技術士」は、以下の資格を有する者のみ評価する。

(1) 担当する分担業務分野が電気設備の場合…電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気電子部門又は建設部門に係るものとするものに限る。）の資格

(2) 担当する分担業務分野が機械設備の場合…機械部門（選択科目を「熱工学」又は「流体工学」とするものに限る。）、上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「熱工学」、「流体工学」又は上下水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとするものに限る。）の資格

※「建築士」は、資料提出時点において建築士法（昭和25年法律第202号）第22条の2に定める定期講習を受講していない場合（建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第17条の37第1項「1一級建築士定期講習」の項（同条第2項において準用する場合を含む。）に該当する場合を除く。）、評価しない。

6 技術者評価の専門技術力（(6)技術者の業務経験）は、配置予定の管理技術者、担当主任技術者ごとに、過去15年間における同種又は類似業務の経験の有無を以下のa×bにより算出した値を評価点として評価する。

技術者の別		a 過去の業務での立場			b 過去の業務の種類		
		管理技術者	担当主任技術者	担当技術者	同種業務	類似業務	同種又は類似業務の経験なし
管理技術者		2	1	0.5	1	0.5	0
担当主任技術者の 分担業務 分野	建築（意匠）	1	1	0.5	1	0.5	0
	建築（構造）	1	1	0.5	1	0.5	0
	電気設備	1	1	0.5	1	0.5	0
	機械設備	1	1	0.5	1	0.5	0

※分担業務分野が、過去の経験と同じ場合のみ評価する。

※担当主任技術者は、再委託を予定している協力者の技術者は評価しない。

※同一の担当主任技術者が複数の分担業務分野を担当する場合、最高の評価点となる1分野のみを評価し、評価点は重複して加算しない。

- 7 技術者評価の専任性（(7)管理技術者の専任性）は、配置予定の管理技術者について、技術資料提出時点で従事している業務件数を次の表により評価する。

技術者の従事している業務件数	評価点
8件未満	3
8件以上	0

- 8 技術者評価の情報収集力（(8)管理技術者の地域精通度）は、配置予定の管理技術者について、過去2年間における業務経験の有無を次の表により評価する。

業務経験の有無	評価点
業務実施箇所が含まれる地域での業務経験あり	6
業務実施箇所が含まれる地域以外の地域での業務経験あり	3
県内での業務経験なし	0

※業務とは内容を問わず全ての業務とする。

※山形県が発注した業務に限る。

- 9 技術者評価の技術研鑽（(9)技術者の継続教育（CPD））は、配置予定の管理技術者、担当主任技術者ごとに過去2年度におけるCPD取得単位を次の表により評価する。

技術者の別		技術者の継続教育（CPD）を実施する各団体が推奨する単位数に相当する数以上	技術者の継続教育（CPD）を実施する各団体が推奨する単位数に相当する数の2分の1以上、かつ、推奨する単位数に相当する数未満	技術者の継続教育（CPD）を実施する各団体が推奨する単位数に相当する数の2分の1未満又は単位なし
管理技術者		1	0.5	0
担当主任技術者の 分担業務 分野	建築 (意匠)	0.5	0.25	0
	建築 (構造)	0.5	0.25	0
	電気 設備	0.5	0.25	0
	機械 設備	0.5	0.25	0

※担当主任技術者は、再委託を予定している協力者の技術者は評価しない。

※同一の担当主任技術者が複数の分担業務分野を担当する場合、最高の評価点となる1分野のみを評価し、評価点は重複して加算しない。

10 実施方針評価の業務理解度（(10)目的、条件及び内容の理解度）は、提出された技術資料及びヒアリングの内容をふまえ、次の表により評価する。

具体的な業務の目的、条件、内容に関する理解度	評価点
対象建築物の特性と関連させて業務の目的等が理解され、かつ、仕様書に記載のない重要な事項についての記述が認められる。	8
対象建築物の特性と関連させて業務の目的等が理解され、仕様書や共通仕様書の内容に照らして適切な記述である。	4
仕様書や共通仕様書に記載されている程度の内容の記述である。	0

11 実施方針評価の実施手順（(11)実施手順及び取組体制）は、提出された技術資料及びヒアリングの内容をふまえ、次の表により評価する。

具体的な実施手順及び取組体制	評価点
記載内容が適切であり、工夫のある効率的な実施手順及び取組体制である。	8
記載内容が適切であり、効率的な実施手順及び取組体制である。	4
標準的な実施手順及び取組体制である。	0

（責任の所在等）

第 17 条 契約担当者が技術資料で示された実施方針（業務理解度及び実施手順）に関する技術的な所見（以下「技術的所見」という。）を適正と認めることにより、当該技術的所見に基づく業務に関する落札者の責任が軽減されるものではない。

- 2 契約担当者は、落札者が提示した技術的所見（評価したものに限り。）については、契約図書に明記し、その履行を確保するものとする。
- 3 総括調査員は、実施方針内容履行確認書（様式第 5 号）により技術的所見の履行を確認するものとする。
- 4 契約担当者は、履行がされなかった場合、下式により契約金額の減額を行うものとする。ただし、不測の事由等により受注者の責に帰すことができない場合はこの限りでない。

$$C'' = (C - C') \times (\alpha - \beta) / D$$

C'' ：契約金額の減額（円）

C ：予定価格（円）

C' ：調査基準価格（円）

α ：当初の実施方針評価の技術点（0～16点（例））

β ：達成度合に応じた技術点（0～16点（例））

D ：実施方針評価の技術点の満点（16点（例））

（その他）

第 18 条 この要綱に定めのない事項については、「山形県建設工事等請負業者選定要領」及び「建設工事等請負業者選定基準」の定めによるものとし、「県土整備部所管土木工事関連業務委託に係る指名競争入札による総合評価落札方式実施要綱」及び「県土整備部

所管土木工事関連業務委託に係る指名競争入札による総合評価落札方式ガイドライン」
（以下「ガイドライン」という。）のうち簡易型に係る定めを準用する。なお、ガイドラ
イン中の「TECRIS」は「PUBDIS」に読み替えて適用するものとする。

附 則

この要綱は、平成 29 年 1 月 20 日以降に当初の施行伺いを行う工事監理業務委託から適
用する。